

議案第74号

損害賠償の額を定め、和解することについて

別紙のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

令和元年11月26日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

自動車事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、本案を提出するものであります。

1 和解する相手方

国立市

A氏

2 和解の内容

- (1) 市は、相手方に対し、治療費、慰謝料、通院費及び物損品賠償額として1, 184, 837円を賠償する。
- (2) 本和解の日以後、本件事故に起因する後遺障害が生じた場合は、医師の診断に基づき別途協議する。
- (3) 前号の条件を除き、相手方は、市に対し、今後本件に係る損害賠償請求等を行わない。

3 損害賠償額

金 1, 184, 837円

4 事故の概要

令和元年9月20日（金）午前11時30分頃、小金井市本町三丁目1番先路上において、庁用車が、公民館本館駐車場から右折にて出庫の際に、前方に停止中の相手方車両後部に接触した。

議案第74号資料

